奨学金返還補助制度に関するQ&A (令和3年度以降の応募者向け)

対象となる「奨学金」はどのようなものか?

- 公益的な活動を行う目的で設立された法人や団体が実施するもので、学生本人が借り受け、卒業後に当該本人が返済するものであれば、奨学金や育英資金などの名称は問いません。
- 保護者等が借り受けて返済する「教育ローン」は対象になりません。
- 該当するか不明な場合はお気軽に電話等でお問い合わせください。

理系大学院生とは?

- 理学研究科、工学研究科、農学研究科及び薬学研究科(これらに準ずる研究科を含む。)をいいます。
- 具体的には、理学、工学、生物学、農学、林学、水産学、薬学等があります。
- 該当するか不明な場合はお気軽に電話等でお問い合わせください。

薬剤師枠とは?

○ 大学生のうち薬学共用試験に合格した5年生に該当する見込みの方を対象としています。

博士課程前期(1年)は対象とならないのか。

○ 博士課程において、2年間で修了し、その後に就職をする予定の方は対象とします。

「対象企業」の判断はどうするのか?

- 企業単位で、製造業又は情報サービス業(日本標準産業分類(統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件(平成25年総務省告示第405号)の大分類E又は大分類G中分類39)に該当する事業を営んでいるものを基本とします。
- 該当するか不明な場合は電話等でお問い合わせください。

県内製造業又は県内情報サービス業に従事後、別の県内製造業又は県内情報サービス 業に転職した場合の取扱いは?

- 県内製造業又は県内情報サービス業を退職後、1 年以内に別の県内製造業又は県内 情報サービス業に従事した場合の勤務期間の算出は、それぞれの県内従事の期間を 合計します。
- 退職後の再就職が1年を超えた場合は、勤務期間は合算できません。

県内製造業又は県内情報サービス業への就業状況についてはどのように把握するのか?

○ 毎年、就業状況の報告をしてもらいます。

薬剤師枠で選考された対象者が薬剤師になれなかった時の取り扱いは。

○ 薬剤師枠で選考された対象者が薬剤師になれなかった場合であっても、県内製造業 又は県内情報サービス業に従事した場合は、そのまま対象者として取り扱います。

全額補助する条件は?

○ 大学院修了等後、1年以内(翌年の4月末日まで)に県内製造業又は県内情報サービス業に就業し、その後12年間のうち通算6年、県内製造業又は県内情報サービス業に従事することです。

補助する条件及び計算方法は?

- 大学院修了等後、1年以内(翌年の4月末日まで)に対象企業に就職し、その後1 2年間のうちに県内製造業又は県内情報サービス業で就業することです。
- 年度ごとに、就業した月数を72で除して得た数を奨学金の返還額(対象者になった年の4月からの2年間に貸与を受けた金額)に乗じて得た額を翌年度に補助金として交付します。

式: 補助金額 = 奨学金の返還額×(従事した月数÷72)

- 最大で奨学金の返還額の全額(ただし2年分)補助します。
- なお、対象企業で就業してから3年以内に自己都合で離職し、かつ離職後1年以内 に県外へ転居した場合には、それまでの補助金を返還していただくことになるのでご 留意ください。